

## 第173回千葉県森林審議会森林保全部会議事録

### 1 開催日時

令和8年3月9日（月）

午後1時30分から午後2時10分まで

### 2 開催場所

千葉県教育会館本館 201会議室

### 3 出席者

#### 【委員】

橘隆一 委員（部会長）、朝香智仁 委員、高橋輝昌 委員、原啓一郎 委員

#### 【職員】

宮川森林課長、出口副課長兼森林政策室長 他

### 4 議題

#### （1）審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

### 5 議事の概要

上記の議案1に係る第1号について審議がなされ、森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件[【新規】太陽光発電設備の設置について]

委員： オンサイト調節池の底部分を緑化する計画となっているが、草本類が成長してしまうと、調節池の必要容量が足りなくなる気がする。

調節池の維持管理はどのように行っていく計画か。

事務局： 調節池内の草本類が増えすぎた場合は、草刈機等を使用するなど手作業で管理していく計画とされている。

委員： 刈った草本については、事業区域外に持ち出すという認識でよいか。

事務局： 処分する場所もないため、そのように指導する。

委員： 「様式2」において、竹林の割合が5%と記載されているが、事業区域内のどのあたりに生育しているのか。また、密集して生育しているのか。

事務局： 航空写真で確認したところ、事業区域の北側に密集して生育している。おそらく、北東側の隣接する森林から侵入して繁茂したのではないかと推測される。

委員： そうであるならば、残置森林部分と伐採される間において、竹の侵入があるのではないかと想定される。侵入した竹についても、草刈機等により手作業で管理していく認識でよいか。

事務局： そのとおりである。パネル設置後については大型の重機等の侵入ができないため、基本的には手作業で管理していく旨、事業者から聞いている。

また、当該開発に当たり、事業者が住民説明会を行った際に、農道に面した残置森林については、越境した部分を伐採してもらいたい等の要望が出ていたとのこと。

そのため、残置森林を含む事業区域内については、適宜、維持管理に努める旨、事業者から聞いている。

委員： 侵入した竹の管理が大変だろうという印象である。

委員： 「パネル配置図」の中にある標準断面図について、パネルとパネルの間に種子散布をするという認識でよいか。

事務局： 法面については植生シートを施工し、パネルの間やパネルの下については種子散布をする計画とされている。

委員： 法面の緑化については基準があると思うが、底面の緑化については一定の基準等があるのか。

事務局： 底面の緑化については特に基準はないが、裸地の状態のままだと、雨水等が溜まった際に表面の土砂が流出するおそれがあるため、種子散布により、表面の

保護を図る計画とされている。

委員：先ほど高橋委員より「草本類が成長すると調節池の必要容量が足りなくなるのではないか」との指摘があったが、「表面保護を図る」こととの整合性については、どのように考えているのか。

事務局：草本が成長しすぎるとパネルの発電効率にも影響があるため、底面の草本については、毎年、刈払い等の維持管理をする計画とされている。また、草本自体もバミューダグラス等を選定する計画とされているため、草丈がそれほど高くはない。

委員：種子散布に含まれる草本の種類については、「様式2」で記載されている植生シートの種類とは別なのか。

事務局：草本の種類は同じである。

委員：底面の種子散布については、「様式2」で示されていないが、なぜか。

事務局：「様式2」については、基本的に許可基準の内容を記載しているため、今回の底面の種子散布の計画については、図示している。

委員：最終的なイメージがつきにくいいため、「様式2」の備考欄などに記載したほうがよいのではないかと。

事務局：承知した。

委員：「防災施設平面図」において、「土砂流出防止ネット」を北側と南側の2箇所に設置される計画となっているが、土砂流出の観点から考慮すると、2箇所の設置だけで十分という認識でよいか。

事務局：北側については、送電に係る機材等の設置に伴い、残置森林を伐採する箇所となり、南側については、進入路にする計画である。どちらも施工中の土砂等が事業区域外に流出しないよう「土砂流出防止ネット」を設置する計画とされている。

委員：どちらもしがら工（柵工）で問題ないという認識でよいか。

事務局：そのとおりである。基本的には表面土砂を止めることを目的として計画されている。

委員：「放流管断面図」において、比流量  $0.025 \text{ m}^3/\text{sec}/\text{ha}$  として放流管勾配  $0.61\%$  で計算されているが、50年確立雨量強度でも問題なく放流できるということか。

事務局：放流管については、洪水時の200年確立で想定される雨量強度まで問題なく放流できる設計とされている。オリフィスで放流量を調節できるのが50年確立雨量強度までであり、それ以上の雨量強度になると、周囲の雨水等を集水して調節

池へ流入させ、200年確立雨量強度まで放流する設計とされている。

事務局： 補足で説明すると、林地開発許可の基準では、洪水調節容量については、30年確立で想定される雨量強度の雨水を調整できるものであることと定められているが、当計画については、いわゆる盛土規制法が該当するため、50年確立で想定される雨量強度で調節池が設計されている。

また、先ほど高橋委員から質問があったが、本計画については、調節池の必要容量と設計容量の差がわずか約60m<sup>3</sup>程度であり、調節池の深さについては、オンサイト調節池であることからわずか35cmほどしか余裕がないため、適正に調節池の維持管理をしていく必要がある。

洪水後など場合によっては、設置した太陽光パネルを動かして、小型の重機等で効率的に土砂撤去や草刈り等の維持管理をしてもらう必要が生じることなど、施行中の状況を見ながら適切に指導していく。

委員： 「様式2」で記載されている「切土・盛土は表土を除去し、締固めを行う」という計画について、今回の計画では切土・盛土ともに表土しかないように推測されるが、土の強度的に問題はないのか。有機物含有量が高い土を切土・盛土することになると思うが。

事務局： 30cm程度の切土しかない計画のため、実際には、ほとんどが表土となってしまうのではないかと推測している。表土については、再度、整地等の施工をした上で十分に締固めを行う計画となっているため、強度的には問題はないかと推測している。

委員： 造成後の締固め度などの土壌硬度等で判断するという認識でよいか。

事務局： そのとおりである。